警察における死体取扱いの流れ

死　体　発　見

警察への届出

報　　告
（死因・身元調査法第４条第１項）
警察官は、その職務に関して、死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告しなければならない。

犯罪死体
（死亡が犯罪によることが明らかな死体）

変　死　体
（犯罪による死亡の疑いがある死体）

その他の死体
（犯罪死体及び変死体以外の死体）

検証・実況見分
（刑事訴訟法第２１８条第１項、同法第１９７条第１項）
五官の作用により、物又は場所の形態や状況等を認識し、その結果を証拠とする処分をいう。

検　　視
（刑事訴訟法第２２９条）
人の死亡が犯罪に起因するものかどうかを判断するために、五官の作用により死体の状況を外表から調べる処分をいう。

調　　査
（死因・身元調査法第４条第２項）
死因及び身元を明らかにするために行う、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をいう。

検　　査
（死因・身元調査法第５条）
死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、体内から体液を採取して行う出血状況の確認、体液又は尿を採取して行う薬物又は毒物に係る検査、死亡時画像診断その他の政令で定める検査を実施することができる。

司法解剖
（刑事訴訟法第１６８･２２３･２２５条）
裁判所の発付した鑑定処分許可状に基づき行うもので、犯罪捜査のための鑑定に必要な処分としての解剖

調査法解剖
死因・身元調査法による解剖
（死因・身元調査法第６条）
警察署長が、法医学者等の意見を聴いて死因を明らかにするため特に必要があると認めるときに行う解剖

その他の解剖
○監察医制度のある地域
（東京23区、大阪市、名古屋市、神戸市）
・監察医による解剖
（死体解剖保存法第８条）

○監察医制度のない地域
・遺族の承諾による解剖
（死体解剖保存法第７条）

遺族等への死体の引き渡し